

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年4月17日(2008.4.17)

【公開番号】特開2001-316664(P2001-316664A)

【公開日】平成13年11月16日(2001.11.16)

【出願番号】特願2001-57873(P2001-57873)

【国際特許分類】

C 09 K	11/64	(2006.01)
C 09 K	11/02	(2006.01)
G 09 F	9/30	(2006.01)
H 01 J	11/02	(2006.01)

【F I】

C 09 K	11/64	C P M
C 09 K	11/02	Z
G 09 F	9/30	3 4 9 Z
H 01 J	11/02	B

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月3日(2008.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】蛍光体粉末と樹脂成分を含有する蛍光体ペーストにおいて、蛍光体粉末が、2価のユーロピウムを賦活したアルミニン酸塩蛍光体であって、該アルミニン酸塩の化学量論組成式が $M\text{MgAl}_1\text{O}_1$ であり、かつMが少なくともBa、SrおよびCaの少なくとも1種からなり、かつ化学量論組成に対してアルミニウム元素が過剰な組成であることを特徴とするディスプレイ用蛍光体ペースト。

【請求項2】アルミニウム元素の過剰量が化学量論組成量に対して10%以下であることを特徴とする請求項1に記載のディスプレイ用蛍光体ペースト。

【請求項3】マグネシウム元素の量が化学量論組成量に対して90~100%であることを特徴とする請求項1または2記載のディスプレイ用蛍光体ペースト。

【請求項4】2価のユーロピウムの置換量がM元素に対して5~20atm%であることを特徴とする請求項1~3のいずれかに記載のディスプレイ用蛍光体ペースト。

【請求項5】樹脂成分がセルロース系樹脂またはアクリル系樹脂であることを特徴とする請求項1~4のいずれかに記載のディスプレイ用蛍光体ペースト。

【請求項6】ディスプレイが、プラズマディスプレイパネル、電子放出素子を用いた画像形成装置あるいは蛍光表示管素子を用いた画像形成装置であることを特徴とする請求項1~5のいずれかに記載のディスプレイ用蛍光体ペースト。

【請求項7】請求項1~6のいずれかに記載のディスプレイ用蛍光体ペーストを用いて形成されたことを特徴とするディスプレイ用部材。

【請求項8】請求項7記載のディスプレイ用部材を用いてなることを特徴とするディスプレイ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

【課題を解決するための手段】すなわち本発明は、蛍光体粉末と樹脂成分を含有する蛍光体ペーストにおいて、蛍光体粉末が、2価のユーロピウムを賦活したアルミニン酸塩蛍光体であって、該アルミニン酸塩の化学量論組成式が $M_2Al_{10}O_{17}$ であり、かつMが少なくともBa、SrおよびCaの少なくとも1種からなり、かつ化学量論組成に対してアルミニウム元素が過剰な組成であることを特徴とするディスプレイ用蛍光体ペーストである。